

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和4年10月3日(月)
担当課	産業部商工振興課
電話	0791-64-3158

報道機関各位

「運送事業者等総合緊急対策支援事業」 補助金を交付します

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格高騰による運送事業者等の事業活動に及ぼす影響の軽減を図り、事業継続を支援するため、「たつの市運送事業者等総合緊急対策支援事業補助金」を交付します。

記

1 交付対象者

市内に主たる事業所を有する中小事業者で、次のいずれかの事業を営む方

- ① 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第2条第1項）
- ② 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第2項）

2 対象車両・補助金額（1事業者につき1回限り）

業種	対象車両（令和4年10月1日時点の使用車両）	補助金額
貨物自動車運送業者 （一般貨物自動車運送事業 貨物軽自動車運送事業） ※特定貨物自動車運送事業は対象外	事業用自動車 （緑ナンバー、 黒ナンバー）	対象車両 1台につき 1万円 （上限50万円）
運転代行業者	随伴用自動車	

3 申請方法 商工振興課窓口を持参または郵送

4 申請期限 令和5年2月28日まで

5 予算措置 12,060千円